

令和4年第23回選挙管理委員会定例会会議録

| | | | |
|------|-----------------------------------|------------------------|----|
| 開催日時 | 午前10時00分から | | |
| | 令和4年6月29日(火) | | |
| | 午前11時40分まで | | |
| 出席者 | 委員 | 小井委員長、本橋職務代理、梅田委員、與川委員 | |
| | 事務局 | 江川局長、油川次長、増田担当係長、中野主査 | |
| 開催場所 | 選挙管理委員会室 | 傍聴人 | なし |
| 委員長 | これから第23回定例会を開会いたします。 | | |
| | 議案第41号期日前投票管理者、期日前投票立会人の変更に伴う追加 | | |
| | 選任について事務局から説明をお願いします。 | | |
| 局長 | (別紙のとおり、期日前投票管理者、期日前投票立会人の変更に伴う追加 | | |
| | 選任について説明) | | |
| 委員長 | ご質問やご意見はありませんか。無いようでしたら本件は決定としま | | |
| | す。続きまして、議案第42号投票管理者及び投票立会人の変更に伴う追 | | |
| | 加選任について事務局よりお願いします。 | | |
| 局長 | (別紙のとおり、投票管理者及び投票立会人の変更に伴う追加選任につ | | |
| | いて説明) | | |
| 委員長 | ご質問やご意見はありませんか。無いようでしたら本件は決定としま | | |
| | す。続きまして、議案第43号参議院議員選挙における違反文書図画の | | |
| | 取扱いについて事務局よりお願いします。 | | |
| 局長 | (別紙のとおり、参議院議員選挙における違反文書図画の取扱いについ | | |
| | て説明) | | |
| 委員長 | 剥がし漏れの通報はありますか | | |
| 局長 | 政治活動用ポスターの剥がし漏れ以外にも、選挙運動用ポスターが無 | | |
| | 断で貼れているという内容に関するものもあり、事務所に剥がすよう連 | | |
| | 絡しています。 | | |
| 委員長 | 他にご質問やご意見はありませんか。無いようでしたら本件は決定と | | |

| | |
|------|---|
| | <p>します。続きまして、議案第44号参議院議員選挙における投・開票所の秩序保持方針について事務局より説明をお願いします。</p> |
| 局長 | <p>(別紙のとおり、参議院議員選挙における投・開票所の秩序保持方針について説明)</p> |
| 本橋委員 | <p>秩序方針については、一回定めたら全ての選挙に適用されるのか、選挙ごとに定めるものなのですか</p> |
| 局長 | <p>選挙ごとに定めるものです。</p> |
| 本橋委員 | <p>今回、投票所内での選挙公報の閲覧が可能にすることと、投票所内での撮影を許可することの2点が盛り込まれていますが、これは東京都からこの部分を改正します。という通知等に基づくものなのですか。</p> |
| 局長 | <p>選挙公報については、多くの自治体が投票所内での閲覧を認めており、選挙人からの要望も強いことから変更するものです。</p> <p>ただし、故意に特定の候補を指し示すような行動は制止します。また、投票所内での撮影については、東京都が投票所内での撮影は直ちに違反とはならないとの解釈を示し、あとは各自治体の判断に委ねるとなっておりますので、他の選挙人が写り込む撮影は制止しますが、記載台で投票用紙を写すこと等は認めるものです。</p> |
| 本橋委員 | <p>では、東京都内だけの解釈という訳ですか</p> |
| 局長 | <p>投票所内での撮影に関しては、全国的に話題となっており、多くの自治体が認めはじめました。</p> |
| 與川委員 | <p>そうすると、今回から急に「いいですよ。」と変えるのですか。</p> |
| 委員長 | <p>既に期日前投票が始まっているので、途中で変更することには違和感があります。</p> |
| 局長 | <p>それにつきましては、今回の東京都からの通知を基に直ちに改めるのか、あるいは次回執行の選挙までに検討するということも含めお決めください。ただし、事務局としては選挙人にとって不利益は無く、求められ</p> |

| | |
|------|---|
| | ていることなので、直ちに改めるべきと考えます。 |
| 與川委員 | 選挙人に不利益となる改正内容ではないのですが、一点、急な変更のため投票所によって対応に差が出てしまわないかが心配です。 |
| 局 長 | 今回の参議院議員選挙から改正する場合は、まず期日前投票所への対応ですが、現在は本庁舎のみ開所していますので、明日以降、事務局職員から投票管理者及び投票立会人へ改正点について説明を行います。次に7月3日から開所される13箇所の期日前投票所及び執行日当日の投票所に対してですが、投票管理者と事務統括者及び庶務主任宛てに通知を行い、更に事務統括者及び庶務主任から投票立会人に対して変更点の説明を行うよう指示します。現場としては、選挙人の求めに応じる事なので異論はないと思われます。 |
| 本橋委員 | 選挙ごとに定める方針とはいえ、一度改正したら、今後執行される全ての選挙において影響がある改正ですね。 |
| 局 長 | はい、選挙によって変えることは難しい内容です。 |
| 委員 長 | 他にご質問やご意見はよろしいでしょうか、それでは本件についてですが、今回の改正内容については、全ての選挙人が善良な捉え方をすると は限らず、我々が願う改正趣旨と違う方向での活用が横行される場合には、選挙管理委員会として再考の必要が伴うという条件を付しての決定 でいかがでしょうか。 |
| 一 同 | 異議なし。 |
| 委員 長 | それでは、本件は条件付きで決定とします。続きまして、報告23-1 区長・区議補欠選挙の投票所及び年代別の投票率について事務局より、説 明をお願いします。 |
| 局 長 | (別紙のとおり、区長・区議補欠選挙の投票所及び年代別の投票率につい て説明) |
| 委員 長 | ご質問やご意見はありませんか。無いようでしたら本件は報告了承と |

| | |
|-----|---|
| | <p>します。続きまして、報告23-2参議院（東京都選出）議員選挙立候補者一覧と、報告23-3参議院（比例代表選出）議員選挙名簿登載者氏名について一括して事務局よりお願いします。</p> |
| 局長 | <p>（別紙のとおり、参議院（東京都選出）議員選挙立候補者一覧及び参議院（比例代表選出）議員選挙名簿登載者氏名者一覧について説明）</p> |
| 委員長 | <p>ご質問やご意見はありませんか。無いようでしたら本件は報告了承とします。続きまして、報告23-4ポスター掲示場掲出ポスターへの落書きについて事務局よりお願いします。</p> |
| 局長 | <p>（別紙のとおり、ポスター掲示場掲出ポスターへの落書きについて説明）</p> |
| 委員長 | <p>ご質問やご意見はありませんか。無いようでしたら本件は報告了承と</p> |
| 委員長 | <p>します。予定されている議案などは終了ですが、一点よろしいでしょうか 先日、私の所に指定施設での投票にあたり、選挙人の体調などに対しどのような配慮をもって実施しているのかと質問がありましたがいかがでしょうか</p> |
| 局長 | <p>施設ごとの詳細は不明ですが、一般的に個人のベットでの投票も可能です。選挙人からの相談は「施設に不在者投票を申し出たら、施設で定めた投票日以外は実施しないと断られてしまった。」というものが多く、施設に対して制度の趣旨を再度説明しご理解いただき不在者投票を実施してもらっています。選挙人本人の体調がよほど悪い場合以外は投票可能と認識しています。</p> |
| 委員長 | <p>ありがとうございます。その他ご質問やご質問はありませんか。では、今後の日程の確認をお願いします。</p> |
| 局長 | <p>（今後の委員会日程等について確認を行った。）</p> |
| 委員長 | <p>その他ご質問がなければ、本日の委員会を閉じます。</p> |